

港区立麻布いきいきプラザ等新築工事基本・実施設計  
業務委託事業候補者選考委員会設置要綱

令和 2 年 5 月 1 日  
2 港麻管第 7 6 1 号

(設置)

第 1 条 港区立麻布いきいきプラザ等新築工事基本・実施設計業務委託の事業候補者（以下「事業候補者」という。）をプロポーザル方式により選考するに当たり、事業候補者を厳正かつ公平に選考するため、港区立麻布いきいきプラザ等新築工事基本・実施設計業務委託事業候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業候補者の選考基準に関すること。
- (2) 事業候補者の選考に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者で、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3 人
- (2) 麻布地区総合支所長
- (3) 企画経営部施設課長

2 前項第 1 号に規定する委員（以下「外部委員」という。）が辞職するときは、理由を添えて、区長に申し出なければならない。

3 前項の規定により外部委員が辞職した場合は、区長は外部委員を補充しなければならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から令和 3 年 4 月 1 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 1 号の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、麻布地区総合支所長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。
- 6 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、麻布地区総合支所管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日限り、その効力を失う。